

十和田八幡平駅伝競走全国大会オリジナル Tシャツ・フェイスタオルを販売

第73回大会は中止となりましたが、オリジナルTシャツとフェイスタオルを販売します。詳しくは市ホームページまたはスポーツ振興課 Facebook をご覧ください。



- ▶**販売場所** 大会事務局（スポーツ振興課内）
▶**申込期限** 8月14日 金
▶**申込方法** ①～⑤を電話またはメールで下記までお申し込みください。

①氏名 ②枚数 ③サイズ ④住所 ⑤連絡先

☎ 十和田八幡平駅伝競走全国大会事務局
（スポーツ振興課） ☎ 30-0297
E-mail : sports@city.kazuno.lg.jp

クマの目撃情報が相次いでいます 外出時はクマに注意

クマの目撃情報が相次いでいます。近年クマの生息域拡大が進んでいるほか、目撃時間も朝・昼・晩と決まりがなく、誰もがクマに遭遇する可能性があります。日ごろから次のことに心掛けながら行動してください。

外出時の心得

- ・常に周囲の状況に気を配る
- ・家や車を出る際は特に注意を払う
- ・音の鳴るものを持ち歩くようにする
- ・朝晩はクマ出没の可能性が高いため不要な外出を控える

クマを呼び寄せないために

- ・残飯や不要な野菜・果実などを屋外に放置しない
- ・宅地周辺のヤブを刈払うなど見通しをよくする
- ・墓参りの際にはお供え物を置いたままにせず必ず持ち帰る

※市のメール配信システムの防犯に関する情報として、熊の出没情報を随時配信していますので、登録すると便利です。

☎ 農林課 農地林務班 ☎ 30-0246

特別な支援が必要な児童のために 学校生活サポーターを募集

学校生活に特別な支援が必要な児童に対する指導業務を行う、学校生活サポーターを募集します。

- ▶**勤務日数** 年間約 200 日程度
▶**就業場所** 尾去沢小学校と八幡平小学校を兼務
▶**必要な資格など** 次のいずれかに該当する方
①短大・4年生大学卒業／②福祉、医療、介護施設などに勤務した経験を有する方／③教員免許を有する方

☎ 総務学事課 学事指導班 ☎ 30-0291

市が所有する土地 先着順により売却

市が所有する利用予定のない土地について先着順により売却します。

購入を希望される方は、ホームページ掲載の「先着順による市有財産売却基準について」などをご確認の上、市有財産売却申込書に必要書類を添えて、お申し込みください。

☎ 財政課 管財地籍班 ☎ 30-0210



申請受付を開始します かづのの宝育成支援補助金（小中学校）

かづのの宝育成支援補助金	
補助金の額	・小学校に在籍する第3子以降の子1人につき、年額 12,000 円（月額 1,000 円） ・中学校に在籍する第3子以降の子1人につき、年額 24,000 円（月額 2,000 円）
手続き方法	必要書類（戸籍謄本など）を9月30日 15時までに在籍する学校または市教育委員会に提出

- ▶**対象** 小学校、中学校に在籍する第3子以降の児童生徒を養育している保護者（以下の要件すべてに該当していること）

- ①令和2年1月1日現在、本市に住民登録していること
②第3子以降の子が、1学期の始期に小学校または中学校に在籍しており、今後も在籍する見込みがあること
③第3子以降の子が、就学援助事業、特別支援教育就学奨励事業の認定を受けていないこと
④世帯内において市税および学校集金に滞納がないこと
※第3子とは、同一の戸籍謄本または出生届の受理証明書に登録されている出生年月日順が3番目の子のことです。ただし、離婚などにより養育していない子は数に含まれません。

☎ 総務学事課 学事指導班 ☎ 30-0291

ひとり親のご家庭へ 大切なお知らせ ひとり親世帯臨時特別給付金

新型コロナウイルス感染症の影響により、子育てと仕事を一人で担うひとり親世帯に大きな困難が生じています。こうした世帯への子育て負担の増加や収入の減少に対する支援を行うため、臨時特別給付金を支給します。

基本給付

- ▶**対象** ①～③のいずれかで、かつ収入が支給水準に該当する方

- ①令和2年6月分の児童扶養手当が支給された方
②公的年金などを受給しており、令和2年6月分の児童扶養手当の支給が全部停止された方（公的年金などの受給を理由に認定申請していない方を含む）
③新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が児童扶養手当を受給している方と同水準となった方

- ▶**支給額** 1世帯5万円、第2子以降1人につき3万円
▶**申請の要否** 対象①の方は申請不要、対象②③の方は申請が必要

悩み事をご相談ください 人権擁護委員が再任

人権擁護委員として佐々木忠臣さんが再任され、法務大臣からの委嘱状が伝達されました。



人権擁護委員は、不安や悩みのある方の相談に応じたり、人権を守るために必要な手続きの助言を行っています。本市では9人の方が人権擁護委員に委嘱されています。毎月第2火曜日に、人権擁護委員と行政相談委員による総合相談所を開設しています。悩み事はお気軽にご相談ください。

人権擁護委員

安倍憲徳さん（八幡平）／佐々木忠臣さん（八幡平）／工藤トモ子さん（尾去沢）／青山武夫さん（花輪）／瀬川悦子さん（花輪）／関真澄さん（花輪）／木下フサさん（十和田）／沢田正さん（十和田）／小館洋子さん（十和田）

☎ 市民共働課 共働推進班 ☎ 30-0202

- ▶**申請期間** 8月3日 金～令和3年2月26日 金
▶**申請先** すこやか子育て課 こども家庭応援班

追加給付

- ▶**対象** 「基本給付」の対象の①または②に該当する方のうち、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が大きく減少した方
▶**支給額** 1世帯5万円
▶**申請の要否** 申請が必要
▶**申請期間** 8月3日 金～令和3年2月26日 金
▶**申請先** すこやか子育て課 こども家庭応援班

▶**必要書類** 申請者本人確認書類の写し、受取口座を確認できる書類の写し、児童扶養手当の支給要件を確認できる書類、簡易な収入（所得）額の申立書（給与明細書、年金振込通知書などの収入額がわかる書類を添付）
※詳しくは、すこやか子育て課 こども家庭応援班へお問い合わせください。

☎ すこやか子育て課 こども家庭応援班
☎ 30-0235

平日の受け取りが困難な方へ マイナンバーカード休日受け取り窓口

マイナンバーカードの申請後約1～2か月後に交付通知書（はがき）を送付しています。交付通知書が届いた方は、市役所市民課窓口でマイナンバーカードの受け取りが可能ですが、平日に受け取ることが困難な方のため、下記のとおり休日の受け取り窓口を開設します。

- ▶**日時** 8月23日 金、9月6日 金
▶**受付時間** 9時～11時20分、13時～15時40分
▶**受付方法** 希望日の2日前までに市民課戸籍年金班へ電話で予約してください。
▶**持ち物** 交付通知書（はがき）、認め印、通知カード、住民基本台帳カード（お持ちの場合のみ）、本人確認書類2点
※本人確認書類に有効期限の記載があるものは、有効期限内のものに限ります。
※15歳未満の場合は、親権者も本人確認書類をお持ちの上、同行してください。

☎ 市民課 戸籍年金班 ☎ 30-0221